○文部科学省告示第百七十七号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　文部科学大臣　下村　博文

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

表環球日本語学習院日本語科進学準備2年コースの項の次に次のように加える。

セントメリー日本語学院準備教育課程Aコース及び準備教育課程Bコース	栃木県宇都宮市	平成二十五年四月一日

表東京国際大学付属日本語学校準備教育課程A学科及び準備教育課程B学科の項の次に次のように加える。

東京国際大学付属日本語学校準備教育課程4月コース及び準備教育課程10月コース	東京都新宿区	平成二十五年四月一日

表静岡日本語教育センター進学特別課程の項の次に次のように加える。

学校法人育英館関西語言学院進学準備教育1年半コース及び進学準備教育1年コース	京都府京都市	平成二十五年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千七百六十七号

国有林野の産物売払規程（昭和三十五年五月十七日農林省告示第百三十二号）及び国有林野の産物販売委託規程（昭和三十五年九月十日農林省告示第八百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

（国有林野の産物売払規程の一部改正）

第一条　国有林野の産物売払規程の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国有林野事業特別会計の管理に属する」を「国有林野及び公有林野等官行造林地の」に改める。

（国有林野の産物販売委託規程の一部改正）

第二条　国有林野の産物販売委託規程の一部を次のように改正する。

第二条中「国有林野事業特別会計に属する」を「国有林野及び公有林野等官行造林地の」に改める。

○農林水産省告示第二千七百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

適用期間　平成二十五年一月一日から三月三十一日まで

一、〇〇〇キログラムにつき四七、〇六〇円

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十五年一月一日から三月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一〇、九八五円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、二八五円）

適用期間　平成二十五年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三一、四〇八円（うち消費税額及び地方消費税額分　六、二五八円）

適用期間　平成二十五年一月一日から三月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六七、一九〇円

適用期間　平成二十五年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市財部町南俣字上千法寺一〇五八一の二、一〇五八五、一〇五八六、字樋ノ口一〇六八五の一から一〇六八五の六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市財部町北俣字野段原四三二〇の一から四三三〇の七まで、財部町下財部字堀内三三〇三の一七、財部町南俣字佐渡り四五七〇の三、四五七五の一、四五七五の三、四五七六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県豊岡市出石町上村字宮ノ下一八九の一から一八九の四まで、出石町奥小野字駒返九三七、九三七の四から九三七の八まで、九三七の一五、九三七の三〇から九三七の六四まで、九三七の八〇から九三七の八七まで、九三七の九〇、九三七の一〇〇、九三七の一〇六から九三七の一二二まで、字一ノ谷四五九から四六三まで、四七〇、四七二、四七三、四七七、四七八、字寺裏七六三、七六五、字高岸八四三から八五〇まで、八五三、八五七、字馬場一四六九の五